

広島県告示第千百六十七号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定によつて、平成八年広島県告示第四百八十五号で指定した次の農業振興地域の指定を解除する。その関係図面は、広島県農林水産部農水産振興局農業經營室及び広島県芸北地域事務所農林局に備え置いて、縦覽に供する。

平成十九年十一月二十九日

広島県知事 藤田雄山

千代田農業振興地域